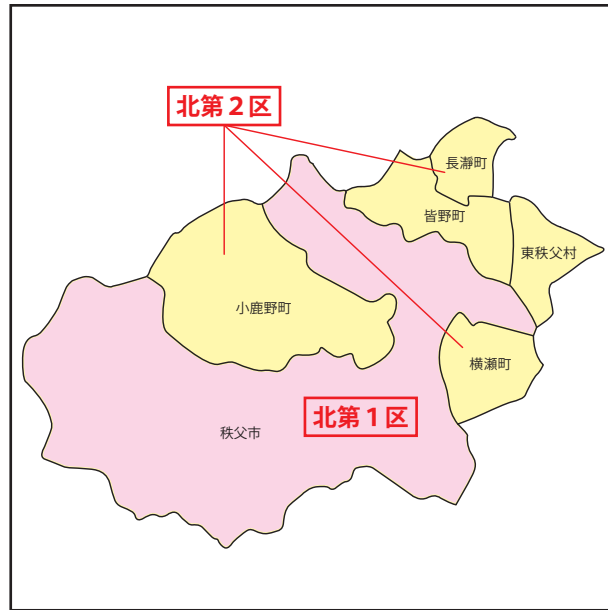


埼玉県議会議員の選挙区が変わります

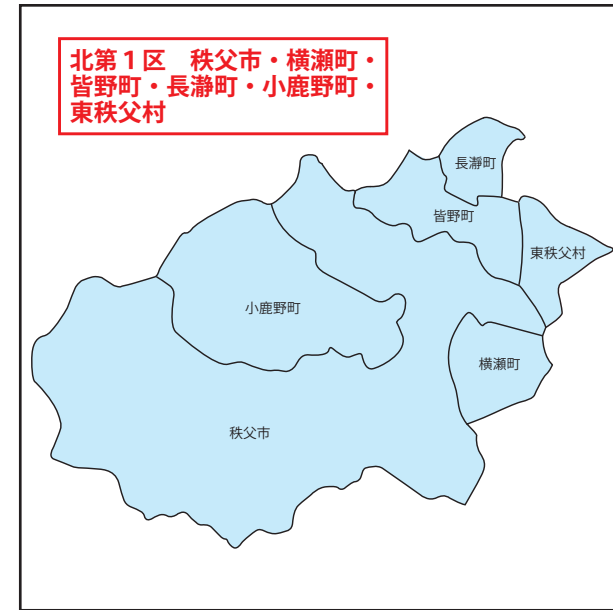
「埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」が改正され、埼玉県議会議員の選挙区が変わります。(公布日：令和4年12月23日、施行日：令和4年12月23日)

<北第1区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村>

《改正前》



《改正後》



改正前		
選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
北第1区	秩父市	1
北第2区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	1

改正後		
選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
北第1区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	2

※ 上記の改正に伴い、「北第3区 本庄市・神川町・上里町」が「北第2区 本庄市・神川町・上里町」に
 「北第4区 深谷市・美里町・寄居町」が「北第3区 深谷市・美里町・寄居町」に
 「北第5区 熊谷市」が「北第4区 熊谷市」に改正されました。